

別表第2（第27条関係）（は）（へ）

設計住宅性能評価料金（円、消費税は別途）

床面積の合計	施行規則第3条第2項の性能表示事項のうち必須評価事項のみについて評価する場合の料金の額	住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅について必須項目事項のみ評価する場合の料金の額
一戸建ての住宅 200㎡以下	65,000	50,000
一戸建ての住宅 200㎡超～500㎡まで	76,000	61,000
共同住宅等 500㎡まで	310,000	250,000

*計画の変更に関わる料金

(1)	変更設計住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価をセンター以外の者から受けている場合	上記の料金
(2)	変更設計住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価をセンターから受けている場合	上記の料金 × 1/2
(3)	センターが設計住宅性能評価審査中であった住宅の計画を変更して住宅を建築する場合	上記の料金

*選択項目・その他追加審査に関わる料金

(1)	1. 構造の安定に関する審査において、構造計算書添付の場合	30,000円の加算/住戸
(2)	5. 温熱環境・エネルギー消費量に関する審査において、5-1. 断熱等性能等級で、外皮平均熱貫流率の計算書が添付されている場合。	15,000円の加算/住戸
(3)	5. 温熱環境・エネルギー消費量に関する審査において、5-2. 一次エネルギー消費量等級で、設計一次エネルギー消費量の計算書が添付されている場合	15,000円の加算/住戸
(4)	その他、選択項目で、2. 火災、6. 空気環境、7. 光・視環境、8. 音環境、9. 高齢者等への配慮、10. 防犯に関することの審査を選択した場合。	1項目追加ごとに 10,000円の加算/住戸

* 限界体力計算等の特別な計算方法による場合

別途加算

別表第3（第27条関係）（は）（へ）

建設住宅性能評価料金（円、消費税は別途）

床面積の合計	施行規則第3条第2項の性能表示事項のうち必須評価事項のみについて評価する場合の料金の額	住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅について必須項目事項のみ評価する場合の料金の額
一戸建ての住宅 200㎡以下	88,000	80,000
一戸建ての住宅 200㎡超～500㎡まで	100,000	92,000
共同住宅等 500㎡まで	402,000	370,000

*計画の変更に関わる料金

(1)	変更設計住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価をセンター以外の者から受けている場合	上記の料金
(2)	変更設計住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価をセンターから受けている場合	上記の料金 × 1/2
(3)	センターが設計住宅性能評価審査中であった住宅の計画を変更して住宅を建築する場合	上記の料金

*選択項目・その他追加審査に関わる料金

(1)	1. 構造の安定に関する審査において、構造計算書添付の場合	30,000円の加算/住戸
(2)	5. 温熱環境・エネルギー消費量に関する審査において、5-1. 断熱等性能等級で、外皮平均熱貫流率の計算書が添付されている場合。	15,000円の加算/住戸
(3)	5. 温熱環境・エネルギー消費量に関する審査において、5-2. 一次エネルギー消費量等級で、設計一次エネルギー消費量の計算書が添付されている場合	15,000円の加算/住戸
(4)	その他、選択項目で、2. 火災、6. 空気環境、7. 光・視環境、8. 音環境、9. 高齢者等への配慮、10. 防犯に関することの審査を選択した場合。	1項目追加ごとに 10,000円の加算/住戸

* 再検査を行う場合においては、センターはその検査にかかる費用(20,000円/回)を申請者に追加で請求する。